

平成 25 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 : 日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名 : 代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4 8 2 9 東証第二部)
問合せ先責任者 : 常務取締役 田中 勝
T E L : 0 3 - 5 7 7 4 - 5 7 3 0

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 30 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことを決議し、併せて平成 25 年 8 月 23 日開催予定の第 25 回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、株式の分割に伴い、株式の分割後となる平成 26 年 5 月期の期末配当予想につきまして、下記のとおり修正いたしますことを併せてお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。また、これに併せて、定款の一部を変更いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日 (土) (但し、実質的には平成 25 年 11 月 29 日 (金)) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 11 月 30 日 (土) 最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 5 月 30 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

①株式分割前 (平成 25 年 5 月 31 日現在) の発行済株式総数 :	377,000 株
②今回の分割により増加する株式数 :	37,323,000 株
③株式分割後の発行済株式総数 :	37,700,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数 :	147,800,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告	平成 25 年 11 月 15 日 (金)	
②基準日	平成 25 年 11 月 30 日 (土)	※実質的には平成 25 年 11 月 29 日 (金)
③効力発生日	平成 25 年 12 月 1 日 (日)	

(4) 資本金額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の増減はありません。

(5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成 25 年 12 月 1 日以降、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 25 年 1 月 22 日開催の取締役会決議に基づく新株予約権	10,815 円	109 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日（日）

※東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成 25 年 11 月 27 日（水）より 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

事業内容の明確化とグループ経営強化を見据えたグループ会社との事業目的の整合性を図るため、事業の目的事項を変更するとともに、上述の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議、平成 25 年 8 月 23 日開催予定の第 25 回定時株主総会の決議により、平成 25 年 12 月 1 日（日）をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

1. 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
2. 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条(単元株式数)を新設いたします。
3. 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第 7 条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
4. 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、グループ経営強化を見据えたグループ会社との事業目的の整合性を図るため、現行定款第 2 条の事業目的について変更いたします。
5. 現行定款第 2 条及び第 5 条の変更、第 6 条及び第 7 条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。
6. その他、条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>パソコン及び移動体端末向けインターネット</u> を利用した情報提供サービス並びに通信販売業務 (2) <u>パソコン及び移動体端末向けインターネット</u> を利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務 (2) インターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売並びに <u>これらの請負</u>

現行定款	変更案
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸及び輸出入業務</p> <p>(5)～(9) (省略)</p> <p><u>(10) 音楽会、テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作、運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(11)～(27) (省略)</p> <p><u>(28) イベント、セールスプロモーションの企画立案</u></p> <p>(29)～(30) (省略)</p> <p><u>(31) 前各号に関連する工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得、譲渡、使用許諾及び管理業務</u></p> <p>(32)～(33) (省略)</p> <p>第3条～第4条 (省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,478,000株</u>とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第44条 (省略) (新設)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸、<u>保守、運営</u>及び輸出入業務</p> <p>(5)～(9) (現行どおり) (削除)</p> <p>(10)～(26) (現行どおり)</p> <p><u>(27) イベント、セールスプロモーションの企画立案、運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(28)～(29) (現行どおり)</p> <p><u>(30) 前各号に関連する知的財産権(著作権、商品化権、意匠権、商標権等)及び肖像権の実施、使用、譲渡、利用許諾及び管理</u></p> <p>(31)～(32) (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>147,800,000株</u>とする。 (単元株式数)</p> <p><u>第6条 当社の単元株式数は100株とする。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第46条 (現行どおり) (附則)</p> <p><u>第1条 第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。</u> <u>2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

(注) 変更案記載の第5条の変更並びに第6条及び附則の新設については、会社法第184条第2項及び第191条に基づき、平成25年7月30日開催の取締役会において決議しております。なお、変更案記載の第2条の変更、第7条の新設及び附則の変更につきましては、平成25年8月23日開催予定の第25回定時株主総会に定款変更議案として付議し、承認可決されることを条件といたします。

(3) 定款変更の日程

決議日

取締役会による決議日（第5条の変更、第6条の新設）：平成25年7月30日（火）

株主総会による決議予定日（第2条の変更、第7条の新設）：平成25年8月23日（金）

定款変更の効力発生日

現行定款第2条の変更：平成25年8月23日（金）

現行定款第5条の変更並びに第6条及び第7条の新設：平成25年12月1日（日）

5. 平成26年5月期の配当予想の修正について

当社株式1株を100株に分割することに伴い、株式の分割後となる平成26年5月期の期末配当予想につきましては、平成25年7月9日に公表いたしました「平成25年5月期決算短信〔日本基準〕（連結）」記載の予想金額を1株当たり200円から、100分の1である2円といたします。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想 (平成25年7月9日発表)	-	0.00	-	200.00	200.00
今回修正予想	-	0.00	-	2.00	2.00
前期(平成25年5月期)実績	-	0.00	-	180.00	180.00

(注) 本件は、当社普通株式1株を100株に分割することに伴う配当予想の修正であるため、平成25年7月9日付で公表した1株当たりの予想年間配当金に実質的な変更はございません。

以 上